



院内感染対策指針

1. 院内感染対策組織及び体制に関する基本的事項について

当院は感染対策委員会を設置して院内感染対策の体制を確立するとともに、院内の関係者の協議のもとに、独自の院内感染対策指針および管理のためのマニュアルを作成します。また、サーベイランスや院内感染発症事例の評価分析、現場からのフィードバックにより、マニュアル等の定期的な見直し等を行い、院内感染対策の強化充実を図ります。日常の感染対策に関する実践活動を担うため、情報管理部に感染管理課を配置します。

2. 委員会等の組織に関する基本的事項

院内感染対策のための組織として、「感染対策委員会」を設置し、所轄部会として「ICT 部会（インфекションコントロール部会）」「感染リンクスタッフ部会」を設置します。感染対策委員会と所轄部会は双方での情報提供、情報共有のもと連携をはかり、組織横断的な活動を行います。

「感染対策委員会」は各部門の感染対策のための責任者で構成され、月 1 回の定例開催および委員長判断による臨時の委員会を開催し、院内感染に関する適切な対策の協議を行います。「ICT 部会」「感染リンクスタッフ部会」は週 1 回程度院内ラウンド・カンファレンスを行います。

3. 職員研修に関する基本方針

適切な院内感染対策を実施していくためには、当院の院内感染対策の基本的考え方および具体的方策について、すべての職員が理解し行動できることが必要です。このため、全職員および外部委託業者職員を対象に感染対策に関する研修会を年 2 回開催します。また、定期開催以外にも、必要に応じて臨時研修会の開催や、新規採用者への教育研修、現場ラウンドによる現場教育なども合わせて行います。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染事例や法令に定められた感染症の届出事例および医療関連サーベイランス、耐性菌動向サーベイランスの結果は、ICT 部会・感染リンクスタッフ部会で検討され、感染対策委員会に報告します。また、感染対策委員会を通じ、職員へのフィードバックを行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

集団院内感染（アウトブレイク）発生時、またはそれが疑われる状況が発生した場合、集団感染の発生した部署の責任者は、直ちに感染管理担当者に連絡します。感染管理担当者は感染管理課および ICT 部会・感染リンクスタッフ部会・発生部署と協力して、初期対応、原因微生物特定、感染拡大抑制に努めます。また、その状況は感染管理担当者より病院長および感染対策委員会へ報告され、必要に応じ臨時の感染対策委員会を開催し対策を講じます。集団感染発生時の具体的対応は「アウトブレイク対応マニュアル」に明記しています。

6. 患者への情報提供と説明

患者さま本人及び患者家族さまに対して、適切なインフォームドコンセントを行います。

- 1) 疾病の説明とともに感染防止の基本についても説明と理解を得た上で、協力を求めます。
- 2) 必要に応じて感染率などの情報を公開します。

7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

病院職員は、自らが院内感染源とならないために、採用時の健康診断および年 1 回以上の定期健康診断を受診し、健康管理に努めます。

院内感染防止のため、職員は「感染対策マニュアル」をはじめとした、感染対策に関連するマニュアルを遵守します。

マニュアルは、必要に応じ新規整備および定期的な見直しと改定を行います。また、新規に整備されたマニュアルおよび改訂の内容は、所属長メーリングリストでの配信および院内 LAN にて各部署に周知徹底します。

2022 年 4 月 1 日改定

医療法人社団愛友会 伊奈病院 感染対策委員会